

「三春“実生”プロジェクト」



Photo:三春滝ザクラ(Miharu Takizakura)

“「まち」を守る。”

そして

“樹齢1000年の桜の子孫を1000年後のために育む。”

「三春“実生”プロジェクト」趣意書

福島第一原子力発電所の事故により、多くの施設周辺の住民が強制退去、避難を余儀なくされ、また、退避を免れた住民の多くが放射能汚染の長期的な被害に怯えている。特に、放射線被曝に敏感な幼児、子供たちの健康への影響は最も気がかりである。さらに、食の安全を追求してきた福島県の農家は、農地の放射能汚染という到底受け入れ難い現実と直面している。政府、福島県が放射能測定を行い文科省が公表してはいるものの、測定点は限られており、詳細な汚染状態の把握が急務となっている。また、福島第一原発事故は現在進行形であり、今後のM8クラスの余震発生の可能性を考えると、有事に備えてリアルタイムで放射能汚染をモニターするシステムの構築が切望される。

一方で、放射能汚染は、福島の良い山里の物理的な汚染に留まらず、国民の放射線に対する無知と不十分な情報公開に起因する心の汚染へと拡大し、風評被害と差別を引き起こすに至っている。国内のみならず、心の汚染は世界的規模に広がりつつあり、既に日本経済への影響としても表れている。

三春“実生”プロジェクトは、福島県三春町在住の桜守が千年後にも生き続ける桜を育てようと、苗木からではなく、種からの育成（実生）にこだわる姿勢に共感を得たことがきっかけで発案された。これを、今回の原発事故に対する草の根レベルの活動を実現させるための基本理念に据えて提案するに至った。基金は「土壌（コミュニティ）」を提供し、プロジェクト（活動）は県民・国民・世界市民のボランティアがそこに種を蒔き、直接参加する行為を意味する。この「土壌」は、科学的精神(scientific integrity)に基づくべきであり、行政、民間、教育機関、宗教、国籍等あらゆる壁を超え、誰にでも開かれた中立で公正なものでなければならない。

ここに三春町町民はプロジェクトを立ち上げ、最初の活動として、町民が希望する農地、校庭の放射能汚染濃度の測定を行う。これまでの東北大有志による土壌汚染測定の結果、10m単位でも放射能濃度が大きく異なっている事例もあり、各家庭でのきめ細かな測定が望まれる。よって、10台のサーベーターを手配し、町内会で町民が必要に応じて空間線量を測定できる体制を整える。また、希望者が指定されたポータルに任意に測定量を公開できるシステムも整備し、その有用性を検証する。さらに、希望する成人にはポケット線量計を配布し、積算量を毎週一回報告してもらおう。義務教育にある町内の子供にもOSL線量計の着用を促し、希望者全員の被曝量をモニターする。最終的には、このパイロットプロジェクトで得られた経験を土台として、希望する他の市町村へそのノウハウを積極的に提供する。また、福島県、日本政府にこの市町村レベルでの取り組みへの全面的な支援を働きかけ、全世界へも発信する。特に放射線に関する防護法や健康管理など、専門的なアドバイス・サポートは東北大学有志が積極的にこれを行うものとする。

今回の震災は千年に一度の規模と言われている。三春町町民と東北大学研究者有志は、この「一大事」を認識し、多くの犠牲者の命を受け継いだ我々の使命が、桜守に倣い千年後を見据えて、今このときにこの場所で種を蒔く行動を起こすことであることを確認し、表明するものである。

三春“実生”プロジェクト規約

(名 称)

第1条 本会は、「三春“実生”プロジェクト」と称する。

(目 的)

第2条 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、周辺住民の多くが放射能汚染の健康被害に怯え、特に乳幼児の健康への影響、食の安全などが懸念されている。一方、物理的な汚染にとどまらず、放射線に関する不十分な情報公開等に起因する心の汚染へと拡大し、風評被害や差別をも引き起こしている。このような状況を解消するため、このプロジェクトは、千年後にも生き続ける桜を育てようと、「苗木」だけではなく、「実生」から育てることも基本としている三春町が「土壌（コミュニティ）」を提供し、そこに町民、県民、国民、世界市民のボランティアが種を蒔いて、汚染状態を把握するとともに、原発事故に対する草の根レベルの活動を展開することにより、収集した情報や分析結果を全世界に発信することとする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究・学習会、情報発信・提供に関する事業
- (2) 放射能汚染モニタリングシステムに関する事業
- (3) 空間線量測定に関する事業
- (4) 土壌、食品等の放射能汚染測定に関する事業
- (5) その他、本会の目的達成のために必要と認められる事業

(組 織)

第4条 本会の目的及び事業の趣旨に賛同した個人、団体及び企業等をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名以内
- (3) 委員 若干名
- (4) 監事 2名

2 代表、副代表、委員及び監事は、総会において選出する。

3 役員任期は2年とする。

4 代表は、本会を代表し、統括する。

5 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、本会の会計及び業務執行状況等を監査し、その結果を総会に報告する。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、代表が委嘱する。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は、代表が招集し、その議長となる。

3 総会は、年1回開催し、事業計画、予算の策定、規約の改正、その他の主要事項及び本会の運営につき必要な事項を審議する。

4 役員会は、必要に応じ開催し、事業を推進する。

(議決)

第8条 総会及び役員会は、出席者の過半数の賛同を得て議決する。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、代表の指定する場所に事務局を置く。

(会計及び会計年度)

第10条 本会の運営に要する経費は、補助金、寄付金、事業収入及びその他をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は代表が定める。

附則

この規約は、平成23年6月20日から施行する。

役員名簿

役職名	氏名	備考
代 表	鈴木 義孝	三春町長
副代表	玄侑 宗久	福聚寺住職
委員	小池 武志	東北大学理学研究科 助教
〃	田村 裕和	東北大学理学研究科 教授
〃	篠塚 勉	東北大学理学研究科 准教授
〃	深谷 茂	三春町副町長
〃	遠藤 真弘	三春町教育長
〃	石田 智子	ファイバーアーティスト
監 事	柳沼 一男	三春町議会副議長
〃	大津 茂	三春町区長会長

平成23年度「三春“実生”プロジェクト」事業計画

[実施事業]

- 1 三春町小中学生（希望者）へのOSL線量計の購入配布
- 2 OSL線量計 読み取り機の購入
- 3 町民（高校生以上）を対象にポケット線量計の斡旋

[連携事業]

- ・ 食品放射能計測調査
- ・ 土壌放射能汚染調査
- ・ 空間放射能調査
- ・ 放射能データ分析管理
- ・ 学習会等の開催

問合せ先

〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町 1-2

三春実生プロジェクト事務局

（三春町役場総務課内）

TEL:0247-62-2111(代表)

Fax:0247-61-1110

e-mail:kikakujo@town.miharu.fukushima.jp

※事業に対する寄付は、次の口座をお願いいたします。

金融機関	東邦銀行 三春支店（207）
	普通預金
口座番号	547785
口座名義	三春実生プロジェクト （ミハルミショウプロジェクト）